

(地 120)

令和 2 年 5 月 26 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之



アルコール消毒製品の転売規制について

今般、厚生労働省医政局経済課より本会に対し、標記の事務連絡が発出されるとともにその周知方依頼がありました。

アルコール消毒製品については、現在、ネット販売サイト運営事業者に対して、出品・販売の自粛要請などの転売対策が実施されておりますが、依然として転売事例が多数存在しております。

緊急事態宣言の解除に伴い、営業を再開する店舗等におけるアルコール消毒製品への需要拡大に対応するため、メーカー各社は増産に取り組んでおりますが、転売事例が存在する状況においては不適切な購入が継続し、結果として一般の方々のアルコール消毒製品へのアクセスに問題が生じるおそれがございます。

これを踏まえ、本年 5 月 22 日、国民生活緊急措置法施行令の一部を改正する政令が閣議決定され、アルコール消毒製品の転売行為を禁止する措置が講じられました。

転売禁止の対象となるのは、医薬品・医薬部外品では、消毒用エタノール、手指消毒液、消毒用タオル、エタノール含浸綿、殺菌消毒薬、ハンドソープなどとなります。医薬品・医薬部外品以外では、エタノール濃度が 60%以上で消毒目的で使われる製品が対象となり、食品添加物（一部のエタノール製剤）、除菌ジェル、除菌シート、除菌タオルといった除菌製品、一部のスピリッツなど酒類、不可飲処置を施した酒類などが挙げられます。

本転売規制は本年 5 月 26 日より施行されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、現在実施させていただいております、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの供給実態に関する調査」(令和 2 年 5 月 15 日付(地 112)) について、5 月 29 日までのご回答につきご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局経済課

アルコール消毒製品の転売規制について

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、国民生活緊急措置法施行令の一部を改正する政令が閣議決定され、アルコール消毒製品の転売行為を禁止する措置を講ずることとしました。貴会会員への周知につき御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

国民生活安定緊急措置法施行令の改正について

令和2年5月22日

厚生労働省、財務省（国税庁）、経済産業省、消費者庁

1. 改正の背景

- アルコール消毒液について、本年 3月14日以降、ネット販売サイト運営事業者に対して**出品・販売の自粛を要請など転売対策を実施してきたが、依然として転売事例が多数存在。**
- 緊急事態宣言の解除に伴い、営業を再開する店舗等においてアルコール消毒製品への需要拡大にしっかり応えていく必要。メーカー各社は大幅な増産に取り組んでいるが、転売事例が存在する状況においては、不適切な購入が継続し、**結果として、一般の方々のアルコール消毒製品へのアクセスに問題が生じるおそれ。**
- 経済活動の円滑な再開のため、**アルコール消毒製品の転売規制を導入する。**

【転売規制の対象とする製品】（既に規制対象となっている衛生用マスクに追加）

- ・消毒等に使用されることが目的とされているアルコール製品（医薬品、医薬部外品、その他） <4頁参照>

【転売行為の定義】

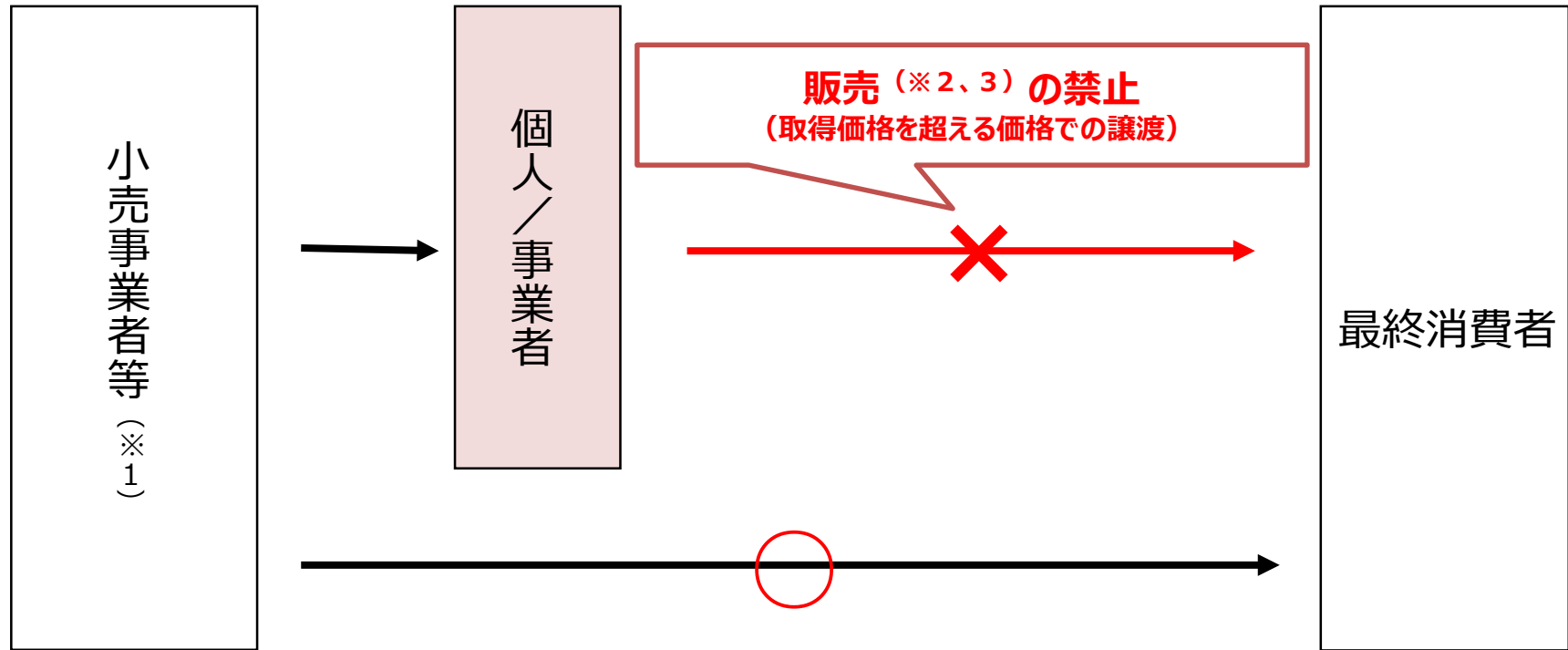
- ・改正なし（衛生用マスクと同様）

【今後のスケジュール】

- 5月22日（金）（本日） 閣議決定
公布（即日）
- 5月26日（火） 施行

※注 5月26日以降に締結された売買契約に基づく「譲渡」が処罰対象となる（5月25日以前に締結された売買契約に基づく、5月26日以降の「譲渡」は処罰対象外）。

2. 規制対象となる行為



- ※1 一般消費者に対して直接販売する製造事業者、卸売事業者や個人も含む
- ※2 店舗、フリーマーケット、インターネット(SNS含む)等を通じて不特定又は多数の者への販売行為。
- ※3 小分け行為も規制対象。

- 対象：アルコール消毒製品
- 違反者に対しては一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

3. 政令改正後の規制対象※1

	規制対象	通常は規制対象外
<p>医薬品、医薬部外品 (エタノール、その含有製品(濃度は問わない)であって消毒等に使用されることが目的とされているもの※2が規制対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 消毒用エタノール ● 手指消毒液 ● 消毒用タオル ● エタノール含浸綿 ● 殺菌消毒薬 ● ハンドソープ <p>等</p> <p>※エタノール含有しない消毒製品は規制対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 口中清涼剤 ● 体臭防止剤 ● 育毛剤 ● 薬用シェーブローション <p>等</p>
<p>高濃度エタノール含有製品 (医薬品、医薬部外品以外) (濃度60 vol%以上のアルコール又はその含有製品であって消毒等に使用されることが目的とされているもの※2が規制対象)</p>	<p><エタノール濃度が60vol%以上かつ除菌等製品※2></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食品添加物(一部のエタノール製剤) ● 除菌製品(除菌ジェル、除菌シート、除菌タオルなど) ● 酒類(一部のスピリッツなど) ● 酒類に不可飲処置を施したもの <p>等</p>	<p><エタノール濃度が60vol%未満の製品></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空間用消臭剤 ● 掃除用シート <p>等</p> <p><除菌等以外の用途の製品※2></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古酒 ● 香水 ● 工業用洗浄剤 <p>等</p>

※1 あくまでも参考として示したものであり、ここに掲示されていない物が規制対象(規制対象外)となるわけではない。

※2 消毒、殺菌、除菌、抗菌等に使用されることが目的とされているもの。実際に転売規制の対象であるか否かは、当該製品上の表示のほか、当該製品の製造事業者、小売事業者又は転売行為者の宣伝・広告の内容、又は、社会通念によって判断される(例えば、表示がないものでも度数60度以上の酒類は規制対象)。逆に、香水、有機溶剤等や酒類であっても古酒のように、消毒等の使用目的でないことが明らかである場合、高濃度アルコールを含有する場合も通常は規制対象とならない。

(参考1) アルコール消毒液に関するネット販売サイト運営事業者への要請

- 2020年2月28日

ネット販売サイト運営事業者に対して、マスクと消毒液について、3月14日以降当分の間、オークションの自粛、通常電子商取引における適正価格・小ロットでの販売を要請。

- 2020年4月2日

消毒液について、BtoB、BtoC市場に流れる代表製品の製品名をネット販売サイト運営事業者に提示し、高額販売・転売対策を要請。

- 2020年5月1日

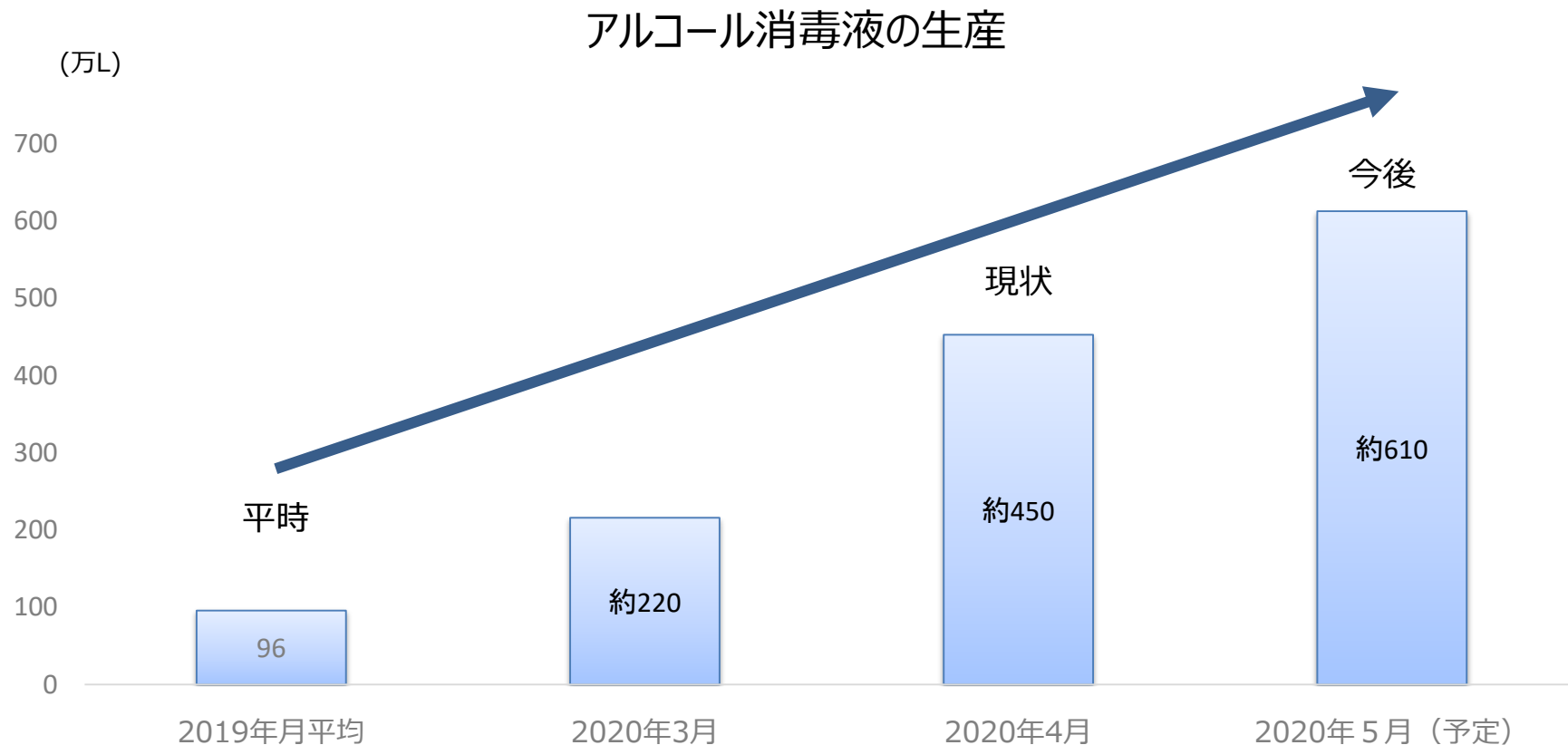
メルカリが消毒液や除菌シート等の出品禁止を公表。

- 2020年5月4日

Yahoo!がヤフオクやPayPayフリマでの消毒液や除菌シート等のオークション形式での出品の禁止や出品者に対する適正価格・小ロットでの出品の要請を公表。

(参考2) 当面のアルコール消毒液需給の見通しについて

- 新型コロナウイルスの発生を受け、消毒液の大幅な増産を実施するも、品薄状態が継続。
- そのため、政府としては、医療機関、介護施設等に対して優先的に消毒液を供給するスキームを構築。4月には要望に対して全量を供給。
- しかしながら、市中では依然として品薄で、インターネット経由の転売が横行。



(参考3) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

- 経団連をはじめ多くの業種別ガイドラインにおいて、手指消毒に言及。

■ 経団連（オフィス、製造事業場）

（4）勤務

- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、**水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。**

オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン：https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html

製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン：https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline2.html

■ 日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会（外食業）

3. お客様の安全

1) 入店時

- 店舗入口には、発熱や咳など異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく旨を掲示する。また、店舗入口や手洗い場所には、**手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を用意する。**

6) デリバリーサービス

- 料理の受渡しは必ず**手指を消毒してから行う。**

外食業の事業継続のためのガイドライン：http://www.jfnet.or.jp/contents/files/safety/FSguideline_20514.pdf

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定生活関連物資等

一 特定生活関連物資等に、消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品及び医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）を指定すること。（第一条関係）

二 特定生活関連物資等を不特定の相手方に対し売り渡す者から特定生活関連物資等の購入をした者は、当該購入をした特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該特定生活関連物資等の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該特定生活関連物資等の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこと。（第二条関係）

第二 附則

一 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行することとする。

（附則第一項関係）

二 第一の二の規定（第一の一の消毒等用アルコールに係る部分に限る。）は、第一の二に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しないこととすること。

（附則第二項関係）

政令第 号

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）第二十六条第一項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「衛生マスク」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 衛生マスク

二 消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品、医療機器等の品質、有効性

及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）

第二条の見出し中「衛生マスク」を「特定生活関連物資等」に改め、同条中「衛生マスクを」を「前条各号に掲げる生活関連物資等（以下この条において「特定生活関連物資等」という。）を」に、「衛生マスクの」を「特定生活関連物資等の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条の規定（改正後の第一条第二号に係る部分に限る。）は、改正後の第二条に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しない。

理由

国民生活安定緊急措置法の規定に基づき、消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した消毒等用アルコールの譲渡を禁止する必要があるからである。

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号) 1

改正案	現行
<p>（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）</p> <p>第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、次のとおりとする。</p> <p>一 衛生マスク</p> <p>二 消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）</p> <p>（特定生活関連物資等の転売の禁止）</p> <p>第二条 前条各号に掲げる生活関連物資等（以下この条において「特定生活関連物資等」という。）を不特定の相手方に対し売り渡す者から特定生活関連物資等の購入をした者は、当該購入をした特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該特定生活関連物資等の売買契約の締結の申込み又は誘引</p>	<p>（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）</p> <p>第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、衛生マスクとする。</p> <p>（衛生マスクの転売の禁止）</p> <p>第二条 衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクの購入をした者は、当該購入をした衛生マスクの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスクの売買契約の締結の申込み又は誘引を行つたものである）であつて、当該衛生マスクの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならない</p>

をして行うものであつて、当該特定生活関連物資等の購入価格を超える価格によるものに限る。)をしてはならない。

。

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号) 1
- 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)(抄) 6
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)(抄) 6

○国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）

（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）

第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、衛生マスクとする。

（衛生マスクの転売の禁止）

第二条 衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクの購入をした者は、当該購入をした衛生マスクの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスクの売買契約の締結の申込み又は誘引を行つて行うものであつて、当該衛生マスクの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならない。

（報告の徴収）

第三条 法第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 指定物資の品目別の販売価格
 - 二 指定物資の品目別の生産費、輸入価格又は仕入価格並びに販売費用及び利潤
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定物資の品目別の取引数量、取引先、取引条件その他の取引に関する事項
 - 四 標準価格が小売業を行う者の販売価格について定められた場合における当該標準価格に係る指定物資の小売業を行う者については、前三号に掲げるもののほか、その標準価格及びその指定物資の販売価格の表示の状況
- 2 法第三十条第二項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、法第二十二条第一項に規定する生活関連物資等の生産、輸入、販売若しくは輸送又は当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者については、当該生活関連物資等の生産、輸入、販売、輸送又は保管に関する業務又は経理の状況とする。

（主務大臣）

第四条 法及びこの政令における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 法第四条第一項の規定による標準価格の決定、法第五条第一項の規定による標準価格の改定、法第六条第二項又は第七条第一項の規定による指示及び法第三十条第一項の規定による報告の徴収等に関する事項については、指定物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣
- 二 法第二十二条第一項の規定による指示及び法第三十条第二項の規定による報告の徴収等でその指示に係るものに関する事項については、次のイからハまでに掲げる大臣
- イ 生活関連物資等の生産の事業を行う者のその生産に係る生活関連物資等に係る場合にあつては、当該生活関連物資等の生産の事業を所管する大臣

ロ 生活関連物資等の輸入の事業を行う者のその輸入に係る生活関連物資等に係る場合にあつては、当該生活関連物資等の輸入の事業を所管する大臣、生産の事業を所管する大臣及び販売の事業を所管する大臣

ハ 生活関連物資等の販売の事業を行う者のその販売に係る生活関連物資等に係る場合にあつては、当該生活関連物資等の販売の事業を所管する大臣

三 法第二十二條第二項の規定による指示及び法第三十條第二項の規定による報告の徴収等でその指示に係るものに関する事項については、当該生活関連物資等の輸送の事業を所管する大臣

四 法第二十二條第三項の規定による指示及び法第三十條第二項の規定による報告の徴収等でその指示に係るものに関する事項については、当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を所管する大臣

(協議)

第五條 主務大臣は、法第四條第一項の規定により標準価格を定め、若しくは法第五條第一項の規定により標準価格を改定する場合又は法第六條第一項の主務省令を制定し、若しくは改正する場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

(地方公共団体が処理する事務等)

第六條 法第六條第二項及び第三項並びに第七條の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る法第三十條第一項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、主務大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

一 指定物資を販売する者(小売業を行う者を除く。)で、その事業場が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)の区域内のみに設置されているものに関するもの 当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長

二 指定物資を販売する者(小売業を行う者を除く。)で、その事業場が一の都道府県の区域内のみに設置されているもの(前号に規定する者を除く。)に関するもの 当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事

三 指定物資の小売業を行う者に関するもの その事業場の所在地を管轄する都道府県知事(その事業場が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長)

2 前項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第二項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に關する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 法第二十二條第二項及び第三項の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る同条第四項及び法第三十條第二項の規定に基づく主務大臣の権限のうち国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第二十二條第二項の規定に基づく権限でその指示に係る輸送をすべき区間が一の地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域（近畿運輸局にあつては、その指示に係る輸送の事業が国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二條第二項に規定する事務（以下「海事に関する事務」という。）に係るものである場合については、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。）内であるもの及びその権限に係る法第二十二條第四項の規定に基づく権限 当該区間を含む区域を管轄する地方運輸局長（海事に関する事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）

二 法第二十二條第二項の規定に基づく権限に係る法第三十條第二項の規定に基づく権限 輸送の事業を行う者の事業場の所在地を管轄する地方運輸局長

三 法第二十二條第三項の規定に基づく権限並びにその権限に係る同条第四項及び法第三十條第二項の規定に基づく権限 法第二十二條第一項に規定する生活関連物資等に係る物品の保管場所の所在地を管轄する地方運輸局長

（罰則）

第七條 第二條の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この政令は、昭和四十九年一月十八日から施行する。

附 則（昭和四十九年一月二十八日政令第一七号）

この政令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月二二日政令第五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年五月二四日政令第一七三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四九年六月一日政令第一九三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年四月二七日政令第七二号）

1 この政令は、昭和五十一年五月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年三月二七日政令第四二号）

（施行期日）

1 この政令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 改正法の施行前に新潟海運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれの法律の規定により新潟海運監理部長がした処分等とみなす。

3 改正法の施行前に新潟海運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定により新潟海運監理部長に対してした申請等とみなす。

附 則（昭和五九年六月六日政令第一七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長

北海道運輸局長

東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

附 則（平成一一年一月一七日政令第三七三号）

（施行期日）

- 1 この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。
（罰則に関する経過措置）

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一四年六月七日政令第二〇〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（令和二年三月一日政令第四二号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条の規定は、同条に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しない。

○国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）（抄）

（割当て又は配給等）

第二十六条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあるとき、別法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 （略）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

一 日本薬局方に収められている物

二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、

衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）

）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）

三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。

一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほか、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

ロ あせも、ただれ等の防止

ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛

二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（この使用目的のほか、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの

3
18
（略）